



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*39 和歌山県ごみの散乱防止に関する条例施行規則 (循環型社会推進課) 1

○ 教育委員会規則

*21 根来寺遺跡展示施設の管理事務の委託に関する規約の一部の施行期日を定める和歌山県教育委員会規則 6

規 則

和歌山県規則第39号

和歌山県ごみの散乱防止に関する条例施行規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県ごみの散乱防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県ごみの散乱防止に関する条例（令和2年和歌山県条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入検査員証明書)

第2条 条例第8条第2項の証明書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(命令)

第3条 条例第9条の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 条例第6条に違反する行為を確認した日時及び場所
- (2) 捨てたごみの種類及び量
- (3) 命令の年月日及び履行期限
- (4) その他知事が必要と認める事項

(過料)

第4条 知事は、条例第10条の規定による過料の処分をしようとするときは、同条の者に対し、あらかじめ前条各号に掲げる事項を記載した書面によりその旨を告知するとともに、期限を定めて弁明の機会を与えるものとする。

2 前項の弁明は、知事が口頭であることを認めたときを除き、同項の期限までに、弁明を記載した書面を提出してするものとする。

3 知事は、条例第10条の規定による過料の処分をするときは、同条の者に対し、次に掲げる事項を記載した書面によりその旨を通知するものとする。

- (1) 条例第6条に違反する行為を確認した日時及び場所
- (2) 処分の理由
- (3) 過料の金額
- (4) その他知事が必要と認める事項

(環境監視員証明書)

第5条 条例第11条第2項の証明書の様式は、別記第2号様式によるものとする。

(適用除外)

第6条 条例第13条の規則で定める市町村は、有田市、新宮市及び串本町とする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第6条及び別記第1号様式の規定は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から起算して6月を経過するまでの間は、第5条中「別記第2号様式」とあるのは、「附則別記様式」とする。

附則別記様式 (附則第2項関係)

(表面)

		第 号
環境監視員証明書		
写真	所属 氏名 生年月日	
<p>上記の者は、和歌山県ごみの散乱防止に関する条例第11条第1項に規定する環境監視員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>		
和歌山県知事		印

(裏面)

和歌山県ごみの散乱防止に関する条例 (抜粋)

(投棄の禁止)

第6条 何人も、みだりにごみを捨ててはならない。

(環境監視員)

第11条 知事は、第6条に違反して屋外でごみの投棄が行われないう監視するとともに、次条第1項の規定により委任を受けた場合においては違反した者に対する処分を行わせるほか、ごみの散乱の防止に関する啓発活動を行わせるため、環境監視員を任命することができる。

2 環境監視員は、前項の規定により監視をし、若しくは処分を行う場合、又は次条第2項の規定により立入検査をする場合、その権限を有する者であることを示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 本条及び次条に定めるもののほか、環境監視員について必要な事項は、規則で定める。

別記第1号様式 (第2条関係)

(表面)

		第 号
立入検査員証明書		
写真	所属 氏名 生年月日	
<p>上記の者は、和歌山県ごみの散乱防止に関する条例第8条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 印</p>		

(裏面)

和歌山県ごみの散乱防止に関する条例 (抜粋)

(投棄の禁止)

第6条 何人も、みだりにごみを捨ててはならない。

(立入検査)

第8条 知事は、第6条に違反する行為に係る事項の確認のために必要な限度において、その職員に、ごみが捨てられた土地に立ち入らせ、当該土地を検査させ、又は当該土地の所有者若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その権限を有する者であることを示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

別記第2号様式 (第5条関係)

(表面)

第 号	
環境監視員証明書	
写真	所属 氏名 生年月日
<p>上記の者は、和歌山県ごみの散乱防止に関する条例第11条第1項に規定する環境監視員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 印</p>	

(裏面)

和歌山県ごみの散乱防止に関する条例 (抜粋)

(投棄の禁止)

第6条 何人も、みだりにごみを捨ててはならない。

(環境監視員)

第11条 知事は、第6条に違反して屋外でごみの投棄が行われないう監視するとともに、次条第1項の規定により委任を受けた場合においては違反した者に対する処分を行わせるほか、ごみの散乱の防止に関する啓発活動を行わせるため、環境監視員を任命することができる。

2 環境監視員は、前項の規定により監視をし、若しくは処分を行う場合、又は次条第2項の規定により立入検査をする場合、その権限を有する者であることを示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 本条及び次条に定めるもののほか、環境監視員について必要な事項は、規則で定める。

(権限の委任等)

第12条 知事は、第9条の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、第9条及び第10条の権限を環境監視員に委任することができる。

2 前項の規定により委任を受けた環境監視員は、前条第1項の監視又は処分に係る事項の確認のために必要な限度において、ごみが捨てられた土地に立ち入り、当該土地を検査し、又は当該土地の所有者若しくは関係者に質問することができる。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第21号

根来寺遺跡展示施設の管理事務の委託に関する規約の一部の施行期日を定める和歌山県教育委員会規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

根来寺遺跡展示施設の管理事務の委託に関する規約の一部の施行期日を定める和歌山県教育委員会規則

根来寺遺跡展示施設の管理事務の委託に関する規約（附則ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は、令和2年4月1日とする。